

議案第 50 号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 7 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の
一部を改正する条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 12 年
板橋区条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項及び第 2 項中「含む。以下同じ。）」の次に「又はパ
ートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、
互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活にお
いて継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に
相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「
パートナーシップ関係の相手方」という。））」を加える。

第 18 条第 1 項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相
相手方」を加える。

付 則

この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

（提案理由）

東京都パートナーシップ宣誓制度の趣旨を踏まえ、育児を行う幼稚園
教育職員の深夜勤務の制限及び介護休暇に係る規定を改めるほか、所要
の規定整備をする必要がある。